

品川区発達障害・思春期サポート事業実施要綱

制定 平成 22 年 4 月 1 日 区長決定
要綱 第 63 号

改正 平成 27 年 3 月 31 日 区長決定
要綱 第 353 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、高機能自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性症候群等の発達障害の特性を有する児童（以下、「発達障害児」という）について、特に思春期から成人にかかるライフステージに抱える様々な課題に対し、家族や本人からの相談に応じると共に、地域における必要な支援体制の整備を推進し、もってこれらの発達障害児およびその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「思春期」とは、思春期を迎える年齢には個人差があることを鑑み、はじまりの年齢を概ね小学校高学年からとする。また、児童の定義は児童福祉法上では 18 歳未満とされているが、発達障害児の特性として、高校卒業後、大学や専門学校等の高等教育には進めても、就職等社会に出てから困難を抱える、ひいては成人になって社会に適応できず、二次障害を引き起こすケースが多く、その時期の支援が重要になることから、大学卒業年齢までを対象とする。

(事業の内容)

第 3 条 発達障害児及びその家族を支援するため、次に定める事業を実施する。

(1) 発達障害児の家族への相談支援事業

①発達障害に関し、思春期以降に現れる様々な問題について、本人およびその家族からの相談に応じ、適切な指導または助言をするとともに、支援に必要な情報提供などを行う。

②相談支援は、来所による面談を基本とするが、地域の発達障害児等のニーズや相談内容に応じて情報通信機器も活用するなど、弾力的な対応を図ることとする。

また、発達障害の特性をふまえた親子関係のあり方や、本人の社会適応にむけての家族の役割等についても支援する。

(2) 発達障害児への自立支援事業

①小グループによるコミュニケーション支援・ソーシャルスキル支援

②交流の場およびエンパワメント（自らの力を活かす）事業

③グループ参加ができない、自宅から外に出られない等、個人の状況に

あわせた個別支援や訪問支援等の実施

(3) 普及啓発・支援者養成等の研修事業

(4) 関係機関との連携調整・コンサルテーション（教育や福祉、保健といった違う領域同士の専門性を活かし合って本人支援に臨むこと）

(対象者および登録)

第4条 第3条の対象者は、原則として区内の発達障害児もしくはその特性をもった思春期の児童とその家族とする。

2 第3条第1項(2)の事業の利用については、登録制とする。登録は、本人状況確認のため、面談等を行い実施する。なお、適切な支援を行うため、同意書の提出により、係る支援機関が得た情報について、提供および収集を行うことができるものとする。

(利用定員・利用時間等)

第5条 この事業の利用定員、事業の実施日程については、別途定める。

(利用できない場合)

第6条 次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する者は、本事業を利用できないものとする。

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、結核予防法等により医療機関への入院を要するとき。

(2) その他区長が著しい支障を及ぼすと判断されるとき。

(事業の委託)

第7条 この事業は、区内で発達障害児を支援する NPO 法人「パルレ」に委託して行う。区ならびに受託した事業者は、事業で得た個人情報を遵守するものとする。

(委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、別に福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。